

第 22 回

安平町子ども・子育て会議

議案

と き 令和5年10月2日(月) 15:00~
ところ 安平町総合庁舎(早来庁舎)大会議室

日程

- (1) 委嘱状交付
- (2) 町長 開会あいさつ
- (3) 事務局説明
 - ① 本会議の流れ（全体説明）について
 - ② 安平町子ども・子育て会議の概要について : 資料1
- (4) 審議事項
なし
- (5) 協議事項
 - ① 次期委員の委嘱について : 資料2
 - ② 第3期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた方向性 : 資料3
- (6) 報告事項
 - ① 利用者負担額（保育料）の一部改正について : 資料4
 - ② 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）進捗報告 : 資料5
- (7) 委員発議
 - ① 福田委員 ~事前通告分
早来地区の教育保育施設及び放課後児童クラブの利用状況について（仮）
※資料は未確定のため、当日配布させていただく予定です。
 - ② その他 ~当日発議あれば
- (8) その他連絡事項等
- (9) 町長 閉会あいさつ

令和5年10月2日まで開催
第22回安平町子ども・子育て会議
資料1

安平町子ども・子育て会議の概要について

安平町子ども・子育て会議の概要について (設置根拠：安平町子ども・子育て会議条例)

子ども・子育て会議

(1)役割

子ども・子育て支援法に定める事務や子ども・子育てに関する町の施策について、町長・教育委員会の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の定員の設定について
- ②安平町子ども・子育て支援事業計画の策定、変更、実施状況の点検・評価について
- ③町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について

(2)組織

- ①委員：15人以内 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役職：委員長、副委員長（各1名）
- ④事務局：教育委員会事務局

付託・報告

子育て支援部会

(1)役割

- ①認定こども園・保育所・幼稚園等の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ②地域子育て支援事業、妊婦検診、一時預かり、放課後児童クラブ等の事業量、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局学校教育グループ

青少年部会

(1)役割

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局教育指導グループ

委員・部会委員名簿 (任期：R3.11.1～R5.10.31)

R5.10.1現在

■子ども・子育て会議委員(第3条関係)

No.	役職	所属	氏名(敬称略)	フリガナ	備考
1		安平町長	及川 秀一郎	オйкаワ シュウイチロウ	継続
2		安平町教育委員会教育長	種田 直章	タネダ ナオアキ	//
3		安平町校長会	松尾 康	マツオ ヤスシ	新任
4		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	継続
5		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	//
6		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	竹中 陽亮	タケナカ ヨウスケ	新任
7		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	継続
8		有識者/保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	//
9		安平町PTA連合会会長	工藤 誠二	クドウ セイジ	新任
10		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	継続
11		安平町民生委員協議会会長	中村 力	ナカムラ ツトム	//

【参考】子ども・子育て会議部会(第7条関係)

◎子育て支援部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	会議委員兼務
2		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	竹中 陽亮	タケナカ ヨウスケ	会議委員兼務
3		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	会議委員兼務
4		有識者/保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	会議委員兼務
5		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	会議委員兼務
6		有識者	松田 剛史	マツダ タケシ	継続
7		安平町民生委員協議会主任児童委員	垣内 敦子	カキウチ アツコ	//
8		子育てサポーターの会ありす会長	川崎 知子	カワサキ トモコ	//
9		安平町人権擁護委員協議会代表	小野寺 捷	オノデラ チカシ	//
10					

◎青少年部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		安平町民生委員協議会会長	中村 力	ナカムラ ツトム	会議委員兼務
2		安平町PTA連合会会長	工藤 誠二	クドウ セイジ	会議委員兼務
3		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	会議委員兼務
4		安平町校長会	松尾 康	マツオ ヤスシ	会議委員兼務
5		北海道追分高等学校校長	石若 拓哉	イシワカ タクヤ	継続
6		安平町更生保護女性会会長	長山 絹枝	ナガヤマ キヌエ	//
7		苫小牧警察署早来駐在所所長	安藤 輔克友	アンドウ タカトモ	新任
8		保護司	八木 響子	ヤギ キョウコ	継続
9		安平町防犯協会会長	工藤 隆男	クドウ タカオ	//
10		有識者	野村 治男	ノムラ ハルオ	//
11		有識者	丸子 明人	マルコ アキヒト	//

安平町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、安平町（以下「町」という。）が実施する児童福祉法（平成22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を、委員の中から互選する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第7条 会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第2項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（事務）

第8条 会議の事務は、教育委員会において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員及び臨時委員に対し、安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第38号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委任）

第10条 前各条に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（安平町青少年問題協議会条例の廃止）

- 2 安平町青少年問題協議会条例（平成18年安平町条例第76号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日において委嘱又は任命されている安平町青少年問題協議会の委員の任期は、この条例による廃止前の安平町青少年問題協議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。

（準備行為）

- 4 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される会議の委員の選任のための手続及びこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表職名等の欄中「、青少年問題協議会、文化財保護委員会及び学校給食センター運営委員会」を「文化財保護委員会、学校給食センター運営委員会及び子ども・子育て会議」に改める。

安平町子ども・子育て会議運営要綱

平成25年 8月 2日

改正 令和元年11月13日

改正 令和4年9月29日

安平町子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、安平町子ども・子育て会議条例（平成25年安平町条例第28号。以下「条例」という。）により設置される安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理人の出席等)

第3条 委員長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席)

第4条 会議は、具体的な検討にあたっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うものとする。

(会議の公開等)

第5条 会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）

三 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ

中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第7条 条例第7条の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

(1) 子育て支援部会

(2) 青少年部会

(所掌事項)

第8条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

(1) 子育て支援部会

ア 幼児期の学校教育・保育の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期の検討

イ 地域子ども・子育て支援事業の事業量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の検討

ウ 子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討

エ その他必要な事項

(2) 青少年部会

ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議

イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整

ウ その他必要な事項

(庶務)

第9条 部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるグループにおいて処理する。

(1) 子育て支援部会 教育委員会学校教育グループ

(2) 青少年部会 教育委員会教育指導グループ

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 第1条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

令和5年10月2日開催
第22回安平町子ども・子育て会議
資料2

次期安平町子ども・子育て会議委員について

次期安平町子ども・子育て会議委員について（方針案）

【現在任期】

令和 3年11月 1日 ~ 令和 5年10月31日

【次期任期】

令和 5年11月 1日 ~ 令和 7年10月31日

○次期委員の選出について

- ・委員各位には、留任いただきたいと考える。
- ・ただし、所属組織内からの今後の選出が難しい場合は、今月中にご相談いただきたい。
- ・委嘱状については、次回会議開催時に交付させていただきたいと考える。

※次期委員名簿（案）は、次頁のとおり

委員・部会委員名簿 (任期：R5.11.1～R7.10.31)

【案】

■子ども・子育て会議委員（第3条関係）

No.	役職	所属	氏名（敬称略）	フリガナ	備考
1		安平町長	及川 秀一郎	オйкаワ シュウイチロウ	
2		安平町教育委員会教育長	種田 直章	タネダ ナオアキ	
3		安平町校長会	松尾 康	マツオ ヤスシ	
4		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	
5		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	
6		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	竹中 陽亮	タケナカ ヨウスケ	
7		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	
8		有識者／保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	
9		安平町PTA連合会会長	工藤 誠二	クドウ セイジ	
10		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	
11		安平町民生委員協議会会長	中村 力	ナカムラ ツトム	

【参考】子ども・子育て会議部会（第7条関係）

◎子育て支援部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	会議委員兼務
2		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	竹中 陽亮	タケナカ ヨウスケ	会議委員兼務
3		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	会議委員兼務
4		有識者／保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	会議委員兼務
5		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	会議委員兼務
6		有識者	松田 剛史	マツダ タケシ	
7		安平町民生委員協議会主任児童委員	垣内 敦子	カキウチ アツコ	
8		子育てサポーターの会ありす会長	川崎 知子	カワサキ トモコ	
9		安平町人権擁護委員協議会代表	小野寺 捷	オノデラ チカシ	
10					

◎青少年部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		安平町民生委員協議会会長	中村 力	ナカムラ ツトム	会議委員兼務
2		安平町PTA連合会会長	工藤 誠二	クドウ セイジ	会議委員兼務
3		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	会議委員兼務
4		安平町校長会	松尾 康	マツオ ヤスシ	会議委員兼務
5		北海道追分高等学校校長	石若 拓哉	イシワカ タクヤ	
6		安平町更生保護女性会会長	長山 絹枝	ナガヤマ キヌエ	
7		苫小牧警察署早来駐在所所長	安藤 輔克友	アンドウ タカトモ	
8		保護司	八木 響子	ヤギ キョウコ	
9		安平町防犯協会会長	工藤 隆男	クドウ タカオ	
10		有識者	野村 治男	ノムラ ハルオ	
11		有識者	丸子 明人	マルコ アキヒト	

令和5年10月2日開催
第22回安平町子ども・子育て会議
資料3

次期（第3期）安平町子ども・子育て支援事業 計画の策定について

第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき、第2期の「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間として策定しています。

そのため、次の5年間（令和7（2025）年度～令和11（2030）年度）を計画期間とする、第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和6年度中に策定する必要があります。

次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた今後のスケジュール（イメージ）

<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査/子どもの権利意識調査 【令和5（2023）年10月 ～令和6（2024）年6月】 ※第2期：令和元年12月実施 ○素案提示・意見聴取＜子ども子育て会議＞ ○ニーズ調査票配布・回収 ＜未就学児保護者向け＞ ＜就学児童保護者向け＞ ○子どもの権利意識調査票配布・回収 ＜就学児童・生徒向け＞（小中学生対象） ※北海道文教大学と包括連携協定を結んでおり、当町の教育・子育ての研究の一環で共同実施する計画 ○ニーズ調査の集計・分析 ○子どもの権利意識調査の集計・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○現計画の反省評価 【令和5（2023）年1月 ～令和6（2024）年6月】 ※第2期：令和元年11月～令和2年3月 庁舎内の評価 子ども・子育て会議の評価
---	---



<p>【令和6（2024）年7月～令和7（2025）年3月】※第2期：令和元年11月～令和2年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次期計画（素案）作成 ○素案提示・意見聴取 ＜子ども子育て会議＞ 令和6年10月頃・令和7年2月頃 ○次期計画（案）決定 令和7年2月 ○パブリックコメント実施＜一般住民向け＞ 準備：令和7年1月 実施：令和7年2月 〔方法〕町ホームページ掲載・町担当窓口閲覧・町広報誌掲載 ○次期計画決定 令和7年3月上～中旬 ○次期計画報告＜安平町教育委員会・安平町議会・北海道＞ 教育委員会：決定後の直近委員会にて 安平町議会：決定後の直近議会又は全員協議会等にて 北海道：令和7年3月中旬提出 → 3月下旬承諾

令和5年10月2日開催
第22回安平町子ども・子育て会議
資料4

利用者負担額（保育料）
令和5年9月からの改定について

◎子ども園（保育園部）・町外の保育園

改定前（令和5年8月まで適用）

階層区分	推定年収	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯	～260万円	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	～330万円	9,750円	9,650円	0円	0円	0円	0円
④所得割課税額 97,000円未満	～470万円	15,000円	14,800円	0円	0円	0円	0円
⑤所得割課税額 169,000円未満	～640万円	22,250円	21,950円	0円	0円	0円	0円
⑥所得割課税額 301,000円未満	～930万円	30,500円	30,050円	0円	0円	0円	0円
⑦所得割課税額 397,000円未満	～1130万円	40,000円	39,400円	0円	0円	0円	0円
⑧所得割課税額 397,000円以上	1130万円～	52,000円	50,810円	0円	0円	0円	0円

※母子家庭等、在宅しょうがい者（児）のいる家庭の軽減について

階層区分	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
②町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
④所得割課税額 97,000円未満の一部 （課税額 77,101円未満の世帯）	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円

第2子以降（年齢制限なし）について0円

※多子軽減について①（3歳未満児）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満		
④所得割課税額 97,000円未満		
⑤所得割課税額 169,000円未満		
上記以外	小学校就学前まで	第2子は1/2の額 第3子以降は0円



改定後（令和5年9月から適用）

階層区分	推定年収	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯	～260万円	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	～330万円	9,750円	9,650円	0円	0円	0円	0円
④所得割課税額 97,000円未満	～470万円	15,000円	14,800円	0円	0円	0円	0円
⑤所得割課税額 169,000円未満	～640万円	22,250円	21,950円	0円	0円	0円	0円
⑥所得割課税額 301,000円未満	～930万円	30,500円	30,050円	0円	0円	0円	0円
⑦所得割課税額 397,000円未満	～1130万円	40,000円	39,400円	0円	0円	0円	0円
⑧所得割課税額 397,000円以上	1130万円～	52,000円	51,200円	0円	0円	0円	0円

ルールに基づく増
上限に到達！

※母子家庭等、在宅しょうがい者（児）のいる家庭の軽減について

階層区分	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
②町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
④所得割課税額 97,000円未満の一部 （課税額 77,101円未満の世帯）	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円

第2子以降（年齢制限なし）について0円

※多子軽減について①（3歳未満児）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満		
④所得割課税額 97,000円未満		
⑤所得割課税額 169,000円未満		
上記以外	小学校就学前まで	第2子は1/2の額 第3子以降は0円

■ 保育料変更のご案内(令和5年9月分以降)

【変更点】

3歳未満児(保育認定)

第8階層 (最上位階層)の方に限り **増額** となります。

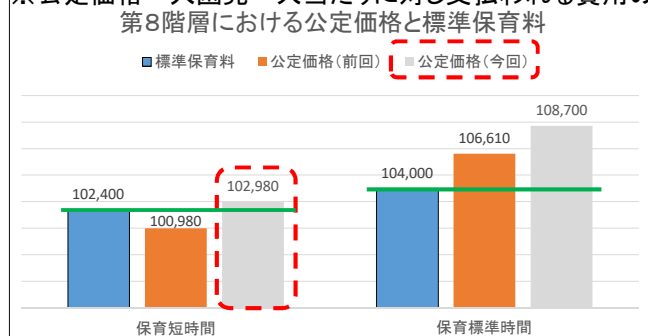
[参考]第1階層＝生活保護受給世帯、第2階層＝町民税非課税世帯

認定区分	改正前	改正後
保育標準時間	52,000円	52,000円
保育短時間	50,810円	51,200円

【増額理由】

・公定価格が国の定める標準保育料を下回る場合、公定価格を超えた保育料が設定できない(緑の線を越えられない)というルールに基づく増額です。

※公定価格＝入園児一人当たりに対し支払われる費用の総体



左記の場合、いずれも公定価格が保育料の上限ということになります。よって、公定価格が標準保育料額以下であれば、その額は変動します。さらに、**安平町では1/2を独自に軽減しています**ので、それぞれ1/2の額が、今回ご案内の額となります。

※10円未満の端数は切捨てます。

子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)進捗報告

2023. 10. 2 第22回子ども・子育て会議 資料4



2023/9/19

1

資料概要



これまで子ども・子育て会議においてご報告してきた、安平町のCFCIに関する取組みを簡単に振り返り、現在の進捗などをご報告します。

- 振り返り～CFCIとは...
- 子どもの権利条約とは...
- CFCI実践自治体として...
- CFCIに対する安平町の考え方
- 安平町の取組み

2023/9/19

2



振り返り ～ CFCIとは...

この章では、

- ・用語や概要説明
- ・2022年2月広報内容

などを振り返り、CFCIとは何か再確認します。

CFCI実践自治体の承認

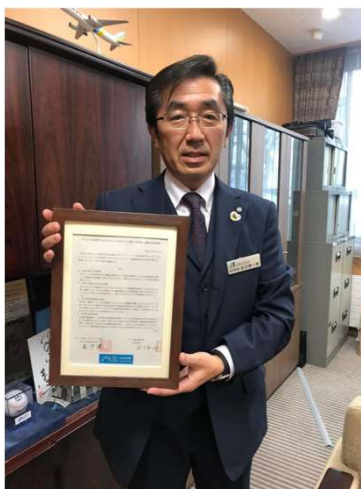
2021年12月17日

2024年12月16日

3年間

安平町・ニセコ町・
富谷市・町田市・
奈良市

日本初の『CFCI
実践自治体』へ



事務局：日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会） Japan Committee for UNICEF
〒100-0007 東京都千代田区千代田2-1-1
Tel. 03-4759-2001 Fax. 03-4759-2027
http://www.unicef.or.jp

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体発着

2021年12月17日

（公財）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会（以下、甲という）と北海道安平町（以下、乙という）は「（ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体承認に関する）覚書」について、以下の内容で締結する。

記

1. 達成目標と有効期間
乙はユニセフ日本型 CFCI 実践自治体として、CFCI を実践するための行動計画を策定し、本覚書の有効期間（2021年12月17日～2024年12月16日）の3年間で成果をあげる。
2. CFCI の実践に伴う自己評価
乙は「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体」になるにあたり、第一段階として、本 CFCI 事業の 10 の優先施策および優先施策に基づき作成したチェックリストに即して自己評価を行い、PDCA のマネジメントで毎年向上することとする。
3. 第三者特別委員会の評価
甲は第二段階として、その実施及びマネジメントが適宜に機能しているかについて（公財）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会第 3 次評価特別委員会による評価を行い、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体として相応しいかを判断する。承認されると CFCI ロゴの使用許可が乙に付与される。
4. 本覚書の前提条件
本覚書の締結後に、本 CFCI の事業内容を侵害することやその使命及び評判を毀損するような行動があったと（公財）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会第 3 次評価特別委員会が判断した場合は、その時点で本覚書は効力を失い、乙はユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体ではなくなる（ロゴの使用不可となる）ものとする。

以上

甲：（公財）日本ユニセフ協会
CFCI 委員会委員長

乙：北海道安平町
安平町長

木下 有

及川 秀一郎

ユニセフ日本型CFCI実践自治体 (2023年10月時点)



CFCIとは・・・

C hild

F riendly

C ities

I nitiative

子どもにやさしいまち

→ づくり事業

CFCIとは・・・

- **子どもの権利条約**を具現化する活動
- **子どもをまちづくりの主体者**として位置づけ
※大人だけではない。
- **子どもと最も距離の近い市町村の取組み**

2023/9/19

7

安平町が考えるCFCIとは？ (2022年2月「広報あびら」より)

- **子どもたちの意見もききながら進めていきたい。**
- **子どもが当たり前**に意見できるまちづくり
- **大人たちをないがしろにするということではない。**
- 『**子どもにやさしいは、みんなにやさしいまち**』

例えば、高齢者やしょうがいのある方にやさしいバリアフリーは子どもたちや妊婦の方にやさしい。

2023/9/19

8

安平町役場が目指していること

- 子どもの意見をききながら
仕事を進めること
- すべての部署で実践すること

2023/9/19

9



子どもの権利条約とは...

この章では、
CFCIが子どもの権利条約を具現化する活動であることを踏まえ、
条約に焦点を当てたご説明です。

概要

- 正確には「児童の権利に関する条約」
- 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約
- 18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定める。
- 前文と本文54条からなり、子どもの**生存、発達、保護、参加**という包括的な権利を実現・確保するための事項を規定
- 1989年国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准
- 「最も広く受け入れられる人権条約」と言われる。

2023/9/19

11

四大権利 (日本ユニセフ協会HPより)

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

2023/9/19

12

子どもの権利条約 4つの原則 (日本ユニセフ協会HPより)

- 命を守られ成長できること
- 子どもにとって最もよいこと
- **意見を表明し参加できること**
- 差別のないこと

どれも大事だけど、
安平町は特にこれ！

2023/9/19

13

その他の権利

- 前述の通り、子どもの権利条約は、前文と54条の条文からなる。
- 四大権利と整理したものは、あくまでも大別したもの
- 個別にみると様々な権利が盛り込まれる。→要条文参照
- この中で、第31条は『**休み、遊ぶ権利**』と言われている。



当委では、従前から『遊び＝学び』と捉え、遊びから得られる非認知能力の獲得を念頭に、両子ども園やその周辺の『遊び環境の整備』に力を入れてきた。

2023/9/19

14



CFCI実践自治体として...

この章では、
CFCI実践自治体が毎年実施する評価作業などについて共有します。
この作業を通じて、マチの皆様からフィードバックをいただくことがCFCIの肝となっています。
※子ども・子育て会議は、その重要な場面のひとつと考えています。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

（2022年4月広報より）

- 安平町では、すべての子どもたちが幸せに過ごすことができるようにする活動を進めている。

その活動一つひとつが、

○どのように進められているのか

○その年の進み具合はどうか

○来年は、どのようにより良くしていくのか

を確認している。

- この確認作業を毎年行っていくことで、安平町の活動を少しずつ良くしていくためのツールとして活用するもの。
- これを住民の皆さんへ公開することが「CFCI実践自治体」の要件

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

1. 子どもの参画

子どもの意見を聞きながらものが決められるよう、積極的参加を促すこと

2. 子どもにやさしい法的枠組み

子どもの権利を、国や安平町などが法律などで守る仕組みをつくること

3. 子どもの権利を保障する計画

子どもの権利条約を意識して、子どもにやさしいまちに関する計画を定めて実施すること

4. 子どもの権利を担当する部門や仕組み

子どもたちの将来を見据えて担当者や仕組みを明らかにすること

5. 子どもへの影響評価

子どもに関わる法律などが実施前から実施後に子どもへどのような影響があったか振り返ること

2023/9/19

17

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

6. 子どもに関する予算

子どものためにマチのお金が正しく使われること

7. 子どもに関する報告書の作成

子どもの権利に関する実情をデータなどで把握すること

8. 子どもの権利の広報

マチの大人や子どもに、子どもの権利について知ってもらうこと

9. 子どものための独自の活動

子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を守る団体などを支援すること

2023/9/19

18

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

10. 当該自治体にとって特有の項目

人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと



【安平町オリジナル項目】

10. 遊び場や学校再建を通じた震災からの復旧・復興

地震直後に少なくなった子どもたちの遊ぶ機会をつくり、地震で失った学校をつくり直すことを定めています。



※R5より変更。後述

2023/9/19

19

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

【R4評価及びR5目標】

- 実物については、項目も多くかつ複雑であることから、添付を省略しています。
- 詳細については、町ホームページに掲載しています。
- 記載のURL、二次元コードか「安平町 CFCI 評価」で検索いただくと表示されます。

<https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/17209>



2023/9/19

20



安平町が考えるCFCI ～ CFCIが果たすものとは…

- ・CFCIとはいったい何なのか
- ・CFCIを通じて何を実現していくのか
- ・どうして「みんなにやさしい」と言えるのか

についてまとめます。

安平町(教委)のCFCIの力点

意見表明権 (権利条約第12条)



遊ぶ権利 (権利条約第31条)

他の権利をないがしろにするということでは、勿論ない!

「子ども」とは...

子どもとは、発展途上の市民



守られる存在だが、
大人と同じ個人

2023/9/19

23

みんなにやさしい とは...(高齢者と若者の関係性①)

- 孤独を感じる若者や高齢者が増え、異世代交流から得る恩恵減少
- 恩恵とは、相互理解と知識の交換から得られる『同じ目的に向かう力』
- 高齢者は、ボランティアなどを通じて若者の力になることで、やりがいを感じ『生き続ける力』・『若さの源泉』を得ることができないか。
- CFCIは、世代間の共感をはぐくむツールである！

2023/9/19

24

みんなにやさしい とは...(高齢者と若者の関係性②)

- **長寿社会**により、**高齢者の声**がますます強まっている。
- しかし、テクノロジーの進歩と、長寿社会に対応するための**変革**には、**若者の力**が絶対に必要
- 高齢者と若者の力(声の大きさ)の均衡を保つためには、成年で括ると若者の声は少ない。
- つまり、どんどん未成年の声を聞く必要がある。
- CFCIは、**世代間の公平機能**であり、
民主主義の調整機能である。

2023/9/19

25

まとめ

子どもにやさしい
 ||
 子どもとともに考える

2023/9/19

26



安平町の取組み

この章では、
 ・R4の取組み結果
 ・R5の取組み目標
 についてご案内します。

R4 実践 ①児童アンケートの実施

子どもの意見を施策に反映させるため、次のアンケート調査を実施しました。

- 新しい学校の制服を決める調査 ～2回
- 新しい学校のジャージを決める調査 ～1回
- 新しい学校のサインデザイン募集 ～1回
- 新しい学校の図書室などの愛称を決める調査 ～1回



このほか、本年度初めて子ども自身へ権利に関する意識調査を実施しました。また、これに合わせて教育者側へも同様の内容を実施しました。

R4 実践 ②職員研修の実施

職員に対し、次の研修を実施しました。

- 新規職員研修 ～2回
- 政策課題自主研修 ～10回
- 早来学園見学研修 ～4回
- オンライン視聴研修 ～2回



2023/9/19

29

R4 実践 ③他機関連携

これまでにない新たな動きとして、次の取組みを実施しました。

- 安平町人権擁護委員協議会への取組み説明
- 苫小牧地区人権擁護委員協議会秋季研修会での取組み説明
- 安平町教育研究会への取組み説明
- 三菱マテリアル株式会社様と認定こども園の連携
- 視察対応 ～3回(水俣市議会派・福岡県議会厚労環境委員会・北広島市議会派)

2023/9/19

30

R4 実践 ④新しい学校をつくる会

新しい学校の裏庭づくりに関し、子どもと大人が平等に議論を重ねています。

- 新しい学校をつくる会

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1480>



2023/9/19

31

R4 チェックリスト評価概要

チェックリスト10項目◎割合	細項目数	◎	○	△/ー	◎割合	◎割合(前年)
子どもの参画	7	5	2		71%	71%
子どもにやさしい法的枠組み	5	2	3	0	40%	40%
子どもの人権を保障する施策	9	8	1	0	89%	89%
子どもの人権部門または調整機構	3	2	1	0	67%	100%
子どもへの影響評価	6	4	2	0	67%	67%
子どもに関する予算	4	2	1	1	50%	50%
子ども報告書の定期的発行	3	1	2	0	33%	0%
子どもの人権の広報	5	4	1	0	80%	40%
子どものための独立したアドボカシー	4	3	0	1	75%	75%
当該自治体にとって特有の項目	5	5	0	0	100%	80%

2023/9/19

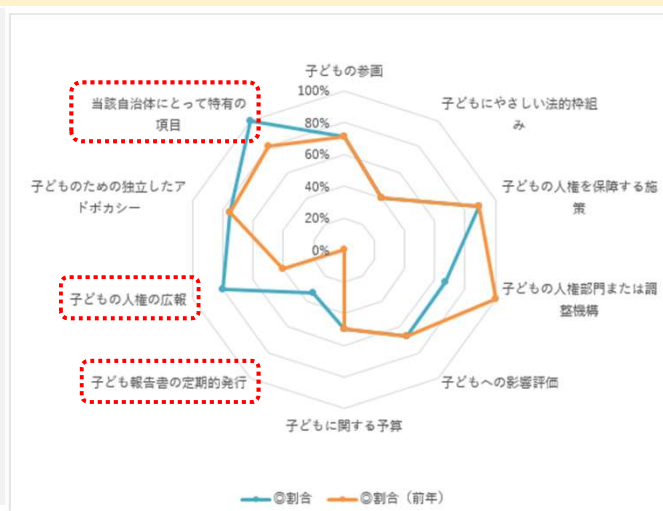
32

R4 チェックリスト評価概要

【評価結果分析】

- 調整機構が、全庁的広がりという意味で本年度はポイントを落とした。
- 一方で、広報や報告書については、本年度新たな取り組みができた。
- また、特有の項目としての学校再建や遊びについては、すべて目標を達成できたものと考えている。

2023/9/19



33

R5 第10項目の改定

旧項目

『遊びを通じた震災からの復旧・復興と、復興のシンボルとなる学校再建への着実な歩み』



新項目

『学校現場におけるCRE導入と、
子どもの権利条例の制定』

2023/9/19

34

R5 目標 ①視察等の受入れ

R4で各種研修等への登壇や視察のご協力・ご依頼をいただきました。
R5においても積極的に承っていきたいと考えています。

目標とするうごき)

- 庁外機関への取組み説明
- 視察依頼の全件受入れ

2023/9/19

35

R5 目標 ②CREの導入検討

日本ユニセフ協会・町立学校と連携した校内活動づくりを模索します。

目標とするうごき)

- 導入に向けた教職員への研修を検討
- 特定のクラスへの導入に向けた調整

2023/9/19

36

TOPIC) 校則改定委員会(早来学園)

令和5年4月早来学園開校に先駆けて、令和5年3月から早来中学校の生徒及び教職員にPTAが加わり、改定に向けた議論が開始されました。

町としても、今後の動きに注目していきたいと考えています。



2023/9/19

37

R5 目標 ③子どもの権利に関する条例

町長任期内での制定を目指し準備を開始します。

目標とするうごき)

- 制定に向けた調査研究の着手
- 子どもが意見しやすい仕組み(システム)の検討

2023/9/19

38